

札幌市内部での検討による計画の変更内容について

1 検討の実施状況

R4.9.6～ 関係課長会議 兼 消費者行政推進連絡会議幹事会（メール会議）

R4.9.30 関係課長会議

R4.10.13 関係部長会議

2 意見概要及び対応（抜粋）

No.	意見概要	対応内容	頁
1	P4-11 までに施策実施の根拠となるデータの記載があるが、相談の傾向などのデータも追加のうえ、それに対応するための施策を掲載すべきではないか。	SNS 関連のトラブルに関する相談件数がここ数年で急増していることから、SNS を活用した啓発等の取組を施策の柱 3 の重点施策(3)などに掲げているところ。 指摘の内容を踏まえ、SNS の活用を掲げた施策の根拠として、SNS 関連のトラブルに関する相談件数の推移を示すデータを掲載した。	P11
2	高齢者の特殊詐欺に関する被害が大きく増加しているため、計画にも対応する施策を盛り込むべきではないか。	特殊詐欺被害については、直接的には消費者行政で管轄しているものではないため、計画に施策として掲載するのは困難である一方で、詐欺行為の中には悪質商法との区別が難しいケースもある。 また、特殊詐欺の被害が急増している現状において、市民の関心も非常に高まっているものと考えられることから、計画本編外のコラムとして、悪質商法に関する施策のなかで、詐欺行為の被害防止に向けた取組も行っていくことを記載することとした。	P38
3	市民からの関心が高まっている霊感商法についても記載する必要があるのではないか。	消費者センターに寄せられる相談傾向が年々大きく変化することに伴い、対応すべきトラブル事例も変化するため、数あるトラブル事例の一つである霊感商法を施策として掲載するのは困難だが、市民の関心が高まっているのも事実であることから、本編外にコラムとして掲載。 関係機関と密接に連携のうえ対応していくことを記載することとした。	P35